

# 赤十字水上安全法救助員 I 養成講習開催要領

## 1 目的

水と親しみ、水の事故から人命を守るため、泳ぎの基本と自己保全、事故防止、溺れた人の救助、応急手当の方法などの知識と技術を習得し、互いに助け合うボランティアの心を育むことを目的として開催する。

## 2 主催 日本赤十字社岩手県支部

## 3 日時

令和3年1月8日（金）～1月10日（日） 午前9時～午後5時

### ※ 申込方法

(1) 受付期間は、令和2年11月9日（月）から12月25日（金）

(2) 平日午前9時から午後5時まで、電話で直接お申込みください。

電話：019-638-3610（日本赤十字社岩手県支部（盛岡市三本柳6地割1—10））

## 4 会場 雫石町総合福祉センター（岩手郡雫石町千刈田5—1）\*初日午前のみ 岩手県営屋内温水プール（岩手郡雫石町長山夫婦石38-4）

## 5 受講資格

満15歳以上の赤十字救急法基礎講習修了者で、一定の泳力を有する者で全日程参加可能な方（遅刻、早退などの場合、検定を受けられないことがあります）。

\*一定の泳力とは、クロールおよび平泳ぎで各100m以上、クロールまたは平泳ぎで400m以上、横泳ぎで25m以上、立ち泳ぎで3分以上、潜行で15m以上泳ぐこと並びに1m以上の高さからの飛び込みができる技術及び体力をさします。

## 6 負担費用 教材費、保険料として1人700円（事前振り込み）

## 7 携行品・服装

赤十字救急法基礎講習教本、水泳着（2着以上が望ましい）、水泳用キャップ、ゴーグル、トレーニングウェア、バスタオル等、筆記用具、その他各自で必要と思われるもの。

## 8 講習内容

赤十字水上安全法について、水の事故防止、泳ぎの基本と自己保全、救助、応急手当

## 9 指導員 赤十字水上安全法指導員

## 10 資格付与

日本赤十字社水上安全法講習規定により、全日程修了者に受講証を交付。

検定の合格者には「水上安全法救助員 I」の認定証を交付。

## 11 その他

※ 1月8日（金）は雫石町総合福祉センターにお集まりください。（8時50分開場）

※ 宿泊する場合は、各自対応をお願いします。

※ 不明な点は、日本赤十字社岩手県支部までお問い合わせ下さい。

（会場へのお問い合わせはご遠慮願います。）

※申込が5名以下の場合中止といたしますので、あらかじめご了承ください。



担当：事業推進課

## 赤十字講習受講費用の事前口座振込のお願い

この度は、赤十字講習へ受講申込をいただきありがとうございます。

お申込みになられた講習受講費用については、以下の費用額および留意事項をご確認いただき、ご了承のうえ、当支部口座への事前振込をお願いいたします。

### 〔各講習（1名分）の講習受講費用〕

講習種別	講習受講費用
赤十字救急法 基礎講習	1,500 円
赤十字救急法 救急員養成講習	1,700 円
赤十字水上安全法 救助員Ⅰ養成講習	700 円
赤十字水上安全法 救助員Ⅱ養成講習	300 円
赤十字雪上安全法 救助員Ⅰ養成講習	700 円
赤十字雪上安全法 救助員Ⅱ養成講習	300 円
赤十字幼児安全法 支援員養成講習	1,800 円
赤十字健康生活支援講習 支援員養成講習	900 円

### 〔講習受講費用事前振込にかかる留意事項〕

- (1) 口座振り込みにかかる振込手数料は、受講者負担とさせていただきます。
  - (2) 口座振り込みに関わる領収証は、振込手続き時の控え等をもって代えさせていただきます。
  - (3) ご入金を確認できた方へは、概ね2週間前に受講案内をお送りいたします。  
(受講案内を受講当日ご持参願います。)
  - (4) 教材不要等による当該費用からの減額は致しかねますのでご了承願います。
  - (5) 受講予定者のご都合で講習受講を中止される場合の返金対応について
    - (7) 受講案内送付前（約2週間前）までにご連絡をいただいた場合は、手数料差引のうえでの返金対応とさせていただきます
- ※ ただし、同年度内に限り同じ講習にお申込みいただくことができます。
- (1) 上記以外の返金対応はいたしかねますのでご了承願います。
  - (6) 災害対応等、当方の都合により開催を中止した場合は受講費用を返金いたします。  
受講費用の振込みにご負担いただいた手数料は返金の対象としませんのでご了承願います。

### 〔振込口座〕

口座： 岩手銀行 県庁支店 普通預金 0101566  
名義： 日本赤十字社岩手県支部 支部長 達増 拓也  
(フリガナ： ニッポ ンセキジ ユウジ シヤイワケンブ シブチヨウ タツ タクヤ)